

「坂城町財務規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

坂 城 町 長 山 村 弘

坂城町規則第 1 6 号

坂城町財務規則の一部を改正する規則

坂城町財務規則（昭和39年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「小切手の振出し等（第89条―第97条）」を「削除」に改める。

第 1 条中「第173条の 6」を「第173条の 7」に改める。

第 8 条第 4 号を次のように改める。

（ 4 ） 削除

第38条第 1 項中「（政令第156条第 1 項に規定する証券を含む。以下「現金等」という。）」を削り、同項後段を削る。

第39条及び第40条を次のように改める。

第39条及び第40条 削除

第80条第 1 項中「を支払人とする小切手を振り出し」を「に払戻請求書を提出し」に改め、同条第 2 項を削る。

第81条を次のように改める。

第81条 削除

第82条第 1 項中「小切手の振出し又は」を削り、「、指定金融機関又は指定代理金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」の印を押し、隔地払依頼書（様式第70号の 4）及び隔地払案内書（様式第70号の 5）を添えて当該指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない」を「隔地払によることができる」に改め、同条第 2 項中「債権者のため最も便利と認められる指定金融機関又は指定代理金融機関に限るものとする」を「郵便局又は債権者の住所若しくは居所を支払場所とすることができる」に改め、同項ただし書を削る。

第83条第 2 項中「を受取人とする小切手を振り出し」を「に払戻請求書を提出し」に改める。

第84条第 1 項中「自己を受取人とする小切手を振り出し」を「指定金融機関又は指定代理

金融機関に払戻請求書を提出し」に改め、同条第3項中「を受取人とする小切手を振り出し」を「に払戻請求書を提出し」に改める。

第85条中「、小切手払」を削る。

第4章第6節を次のように改める。

第6節 削除

第110条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第142条第1項中「会計別、歳入歳出外現金及び小切手支払未済繰越金」を「会計別及び歳入歳出外現金」に改める。

第150条を次のように改める。

第150条 削除

第152条を次のように改める。

第152条 削除

第155条から第158条までを次のように改める。

第155条から第158条まで 削除

別表第1第1項第5号サを削り、同号シを同号サとし、同号スから同号チまでを同号シから同号タまでに改め、同表第2項第3号ウ（ウ）を削り、同項第4号ア（エ）及び（オ）を次のように改める。

（エ） 口座振替払・現金払 依頼書

（オ） 口座振替払・現金払 案内書

別表第1第2項第4号ケ及びコを削り、同号サを同号ケとし、同項第7号ア中（サ）及び（シ）を削り、（ス）を（サ）とし、（セ）を（シ）とする。

別表第2第1項第2号中カからクまでを削り、ケをカとする。

様式第23号 を次のように改める。

様式第23号 削除

様式第56号を次のように改める。

様式第56号 削除

様式第82号から様式第86号までを次のように改める。

様式第82号から様式第86号まで 削除

様式第111号及び様式第112号を次のように改める。

様式第111号及び様式第112号 削除

附 則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和７年政令第237号）の施行の日（令和８年９月24日）から施行する。